

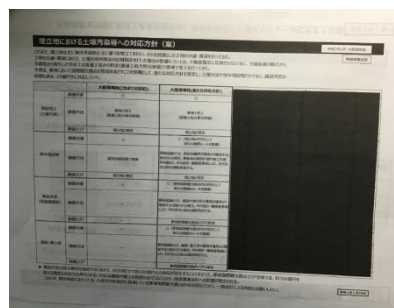
大阪 IR カジノ「情報提供資料」

大阪 IR カジノに関する「情報公開請求」を IR 推進局と港湾局にしていたが、18 日に「情報提供資料」として送られてきた。2020 年 9 月 2 日から 21 年 12 月 14 日までの 17 件、54 ページの資料である。すでに入手していた資料も一部あるが、大阪市の IR カジノへの方針転換などが読みとれる。とりわけ重要と思われる資料を紹介したい。

まずは、2020 年 11 月 11 日の「取扱嚴重注意」と書かれた IR 推進局の資料から。コロナによる経済悪化と夢洲特有の工事環境により、IR の投資環境は非常に厳しい状況。対応方針④円滑な工事遂行に向けた工事環境の整備（事業者から府市に協力要請あり）として、埋立地特有の課題（軟弱地盤等）への対策負担が大きい上、通常よりさらに工事環境が厳しいことで事業者側のコスト上昇や工期長期化に直結している状況であり、できるだけ事業参画しやすい工事環境を整えるべく、関係局が一丸となって取組む必要としている。事業撤退による影響として、大阪の成長の起爆剤喪失を挙げていることも注目される。

これも「取扱嚴重注意」の IR 推進局 2021 年 1 月 7 日資料から。土地に関する課題として 4 点を列挙している。①軟弱地盤として、事業者によるボーリング調査の結果、想定以上に地盤状況が悪いことも判明。地盤沈下対策・建物の安全性確保のために特別な対策が必要。②土壤汚染は建設残土・汚泥について、汚染土としての処理が必要（事業費・工期への影響大）。③液状化も事業者によるボーリング調査で判明したとし、事業者からは大阪市による液状化対策後の土地引渡し要望ありとしている。④地中埋設物の撤去費用は、土地所有者（大阪市）が負担する必要としている。今後の対応課題のなかで、事業者からは土壤汚染に起因した費用増加は市で負担して欲しい旨の要請と書かれている。IR カジノ業者からの要望・要請が散見される。

さらに注目されるのが、「取扱嚴重注意」とされた 1 月 19 日の港湾局資料である。埋立地における土壤汚染等への対応方針（案）で、建設汚泥（産業廃棄物）について、次のように書かれている。これまでの対応は補償対象でなかったが、夢洲国際観光拠点内の対応として新たな補償のルールを整備する。事前協議のうえ、建設汚泥の処分費用が通常より増加すると認められる場合、市の設計・積算基準等により、市が妥当と認める額を負担するとしている。建設汚泥の処分費用を負担するにあたり、港営事業会計への影響が懸念される。このため費用負担にあたっては、大阪市の政策的に推進している夢洲国際観光拠点形成を図ることから、一般会計による負担もお願いしたい。写真右の黒塗りが気になる。



また、港湾局に情報公開請求していくことにしよう。

(2022 年 2 月 21 日)